

平成26年11月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成26年 11月27日 開会

平成26年 11月27日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第19号

平成26年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月19日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山本正徳

- 1 期 日 平成26年11月27日（木）午後1時
- 2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場
- 3 付議事件
 - (1) 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
 - (2) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 26 年 11 月 宮古地区広域行政組合議会臨時会

平成 26 年 11 月 27 日（木曜日）

午後 1 時開議

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 坂本 | 昇君 | 2番 | 伊藤 | 清君 |
| 3番 | 畠山 | 直人君 | 4番 | 黒沢 | 一成君 |
| 5番 | 佐々木 | 重勝君 | 6番 | 古舘 | 章秀君 |
| 7番 | 野舘 | 泰喜君 | 8番 | 宮森 | 鋭幸君 |
| 9番 | 落合 | 久三君 | 10番 | 坂本 | 正君 |
| 11番 | 山崎 | 泰昌君 | 12番 | 小松山 | 久男君 |
| 13番 | 松本 | 尚美君 | | | |

欠席議員（0名）

説明のための出席者

| | |
|------------|--------|
| 管理者宮古市長 | 山本正徳君 |
| 副管理者宮古市副市長 | 山口公正君 |
| 事務局局長 | 田崎義孝君 |
| 総務課長 | 大久保一吉君 |
| 施設課長 | 鈴木登志美君 |
| 消防局長 | 野沢浩二君 |
| 消防次長兼消防課長 | 及川誠君 |
| 総務課長 | 外舘義博君 |

◎開 会

- 議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成26年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松本尚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、12番、小松山久男君、1番、坂本昇君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（松本尚美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の会期について、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。
よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

- 議長（松本尚美君） 日程第3、議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

- 事務局長（田崎義孝君） 議案集の1-1ページをお開き願います。

議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,375万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,340万1,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費を設定するものです。

平成26年11月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の主な補正は3点でございます。

1点目は、人事異動及び職員給与の改定等に伴う人件費の補正でございます。職員給与の改定等は、人事院勧告に基づき給料表を国と同様に引き上げ改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を年間0.15月引き上げ改定するものです。

2点目は、農林業系副産物処理事業について、事業執行見込み等により減額補正するものです。

3点目は、東日本大震災により被災した宮古消防署田老分署庁舎の建設予定地が整備、確保されたことから、庁舎建設の推進のため、実施設計業務委託料を計上するものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、1－6、1－7ページをお開きください。なお、人件費の補正については、説明を省略させていただきます。

2、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計28万2,000円の減額は人件費の補正です。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費、2節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計262万7,000円の増額は人件費の補正です。

3目埋立処分地施設費、2節給料から4節共済費までの合計6万4,000円の増額は人件費の補正です。

4目し尿処理施設費、2節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計101万9,000円の減額は人件費の補正です。

6目リサイクル施設費、2節給料から4節共済費までの合計6万1,000円の増額は人件費の補正です。

7目農林業系副産物処理事業費、13節委託料は事業費の確定により277万1,000円を減額するものです。

14節使用料及び賃借料は事業費の確定及び執行見込みにより2,956万7,000円を減額するものです。

なお、特定財源として、国の放射性汚染廃棄物処理加速化事業費補助金1,616万9,000円を減額いたします。

1－8、1－9ページをお開き願います。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2節給料から19節負担金補助及び交付金までの合計487万円の減額は人件費の補正です。

5款災害復旧費、2項その他公共・公用施設災害復旧費、1目消防施設災害復旧費、13節委託料は宮古消防署田老分署庁舎建設工事実施設計業務委託料1,200万円を計上するものです。なお、本委託業務につきましては、年度内の完了が見込めないことから、1－3ページ、第2表のとおり繰越明許費とするものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページにお戻り願います。

歳出で説明した特定財源については、説明を省略させていただきます。

初めに、2款使用料及び手数料から説明いたします。

2項手数料、1目衛生手数料、2節ごみ処理649万4,000円及び3節し尿処理198万8,000円はそれぞれ処理手数料の収入見込みにより増額するものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、2節放射性物質対策1,616万9,000円の減額は歳出で説明いたしましたので省略いたします。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入3,090万9,000円は資源物売却代金の収入見込みにより増額するものです。

以上の歳入歳出を調製の上、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、1節総務28万2,000円を減額、2節衛生5,382万7,000円を減額、3節消防713万円を増額するものです。

以上が歳入の説明でございます。

なお、参考といたしまして1-10、1-11ページに給与費明細書を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございますか。

9番、落合久三君。

○9番（落合久三君） 9番、落合です。

1点、質問をしたいと思います。

1-6、1-7ページの歳出の放射性廃棄物の副産物処理事業の減額修正なんですけど、これは端的に言いますと、この節のところの説明で金額的にも一番多いのが破砕機、ほだ木用の破砕機の借上料が大幅に減になっている。この主な理由は、汚染されているほだ木の量が当初から見て大幅に減った、もしくはスピードがどんどん、順調に進んだために、もうこれ以上当初の見込みよりもかなり減ったというふうに単純に理解するんですが、そういう理由でしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ほだ木の破砕機の減額につきましては、これは契約単価の減額でございます。これは平成25年度から継続的に事業を行っておりますけれども、今年度に入りまして新たに入札を行いましたところ、確定した部分での減額ということになります。

処理の期間につきましては、当初計画どおり来年の3月までをほだ木につきましては見込んでございます。

○議長（松本尚美君） 9番、落合久三君。

○9番（落合久三君） そうですか。

そうすると、ほだ木の処理しようとする量は予定どおりまだ来年3月までかかると。しかし、契約したものが、これはいいことですが、当初の契約から見たらこれはどのくらいの減になるんですか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 25年度の時点では破砕機、機種自体がなかなか手に入らないという事情もございまして結構高かったんですが、今の単価の契約が、ほだ木の破砕機につきましては月193万3,200円となっております。この部分で、25年度分はこの倍近い数字でございました。

○議長（松本尚美君） 落合久三君。

○9番（落合久三君） わかりました。

それから、これに関連してですが、これは管理者である山本市長に尋ねたほうがいいかもしれませんが、この手のやつ、この汚染したものの処理、これは各被災自治体で共通の認識でやっていると思うんですが、本来であれば当組合の責めに帰することでないことが理由でこういう経費増が生まれたわけですが、当然これらのものは、会計上で、

予算上でこういう措置をとるというのは当然なんです、東京電力に対する賠償請求はこういうものは当然含まれている、また、そうやっているものだと思うんですがどうでしょうか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そのとおりでございます。

国の補助以外の部分につきましては、東電のほうに請求をしているところでございます。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（松本尚美君） 他にございますか。

1番、坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 2点お願いをいたします。

まず1つ目ですが、1－4ページ、5ページで、衛生手数料がそれぞれ850万弱、当初予算に対して20%弱ほどの補正を組んでいます。ということは、ごみの量が増えたのか、何か特別な原因があったのか。その点についてお願いします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） お答えいたします。

当初予定しております、ごみの搬入量と申しますのは、基本計画に定めていました数量で設定をしております。ただ、この間、特に不燃、草類というんですか、いわゆる復興事業に伴います造成に伴う草等の搬入が多くなってございます。可燃ごみも増えております。あと、し尿につきましては、仮設住宅の浄化槽の量がこの間増えてきております。

○議長（松本尚美君） 坂本昇君。

○1番（坂本 昇君） 災害関連ということで了解をしまして、もう一点は1－9ページに時間外手当が1,786万5,000円の増になっています。これもやはりこの災害関連なのか。特別の災害が何か起きたことによる今回の補正なのか。その点についてお願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） これは災害関連ではございません。4月のチリ地震の部分、それから5月に山田の山林火災がございました。その部分の実績ということで、かなり今の時間外分を使っております。それを今回の給与等の改正の人件費と合わせて、本日計上させていただいた中身でございます。

○議長（松本尚美君） そのほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,757千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,833,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成26年11月27日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

| 1 歳入 | | (単位・千円) | | |
|-----------------|----------------|-----------|---------|-----------|
| 会 計 | 宮古地区広域行政組合一般会計 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| 款 | 項 | | | |
| 1 | 分担金及び負担金 | 2,413,284 | △46,979 | 2,366,305 |
| | 1 負担金 | 2,413,284 | △46,979 | 2,366,305 |
| 2 | 使用料及び手数料 | 47,009 | 8,482 | 55,491 |
| | 2 手数料 | 46,519 | 8,482 | 55,001 |
| 3 | 国庫支出金 | 48,717 | △16,169 | 32,548 |
| | 1 国庫補助金 | 48,717 | △16,169 | 32,548 |
| 7 | 諸収入 | 14,452 | 30,909 | 45,361 |
| | 2 雑入 | 14,402 | 30,909 | 45,311 |
| 補正されなかった款項にかかる額 | | 333,696 | | 333,696 |
| ** 歳入合計 ** | | 2,857,158 | △23,757 | 2,833,401 |

| 2 歳出 | | (単位・千円) | | |
|-----------------|-------------------|-----------|---------|-----------|
| 会 計 | 宮古地区広域行政組合一般会計 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| 款 | 項 | | | |
| 2 | 総務費 | 81,618 | △282 | 81,336 |
| | 1 総務管理費 | 81,270 | △282 | 80,988 |
| 3 | 衛生費 | 1,039,552 | △30,605 | 1,008,947 |
| | 2 清掃費 | 1,039,543 | △30,605 | 1,008,938 |
| 4 | 消防費 | 1,651,835 | △4,870 | 1,646,965 |
| | 1 消防費 | 1,651,835 | △4,870 | 1,646,965 |
| 5 | 災害復旧費 | 2 | 12,000 | 12,002 |
| | 2 その他公共・公用施設災害復旧費 | 1 | 12,000 | 12,001 |
| 補正されなかった款項にかかる額 | | 84,151 | | 84,151 |
| ** 歳出合計 ** | | 2,857,158 | △23,757 | 2,833,401 |

第2表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|---------|-----------------------|----------|--------------|
| 5 災害復旧費 | 2 その他公共・公用 施設災害復旧費 | 田老分署庁舎建設 | 千円 12,000 |
| 合 計 | | | 12,000 |

◎議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 日程第4、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の2-1ページをお開き願います。

議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、国の人事院勧告等の内容に鑑み、一般職の給料月額等の改定を行うため、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

改定の内容ですが、国と同様に世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、一般職の期末手当・勤勉手当の支給割合を年間0.15月分、再任用職員にあっては0.05月分引き上げ改定し、引き上げ分については勤勉手当に配分するものです。また、通勤手当について、交通用具使用者の支給限度額を3万5,000円から3万8,300円に引き上げるものです。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

第1条の表の1の項は、勤勉手当の支給割合を、一般職の職員にあっては現行100分の67.5から100分の82.5へ、再任用職員にあっては現行100分の32.5から100分の37.5へそれぞれ改定するもので、公布の日から施行するものです。この改正により、平成26年度は12月期に年間の改定分が支給されるものです。

表の2の項は、通勤手当について、交通用具を使用する職員への支給限度額を3万5,000円から3万8,300円へ改定するもので、平成27年1月1日に施行するものです。

次に、別表第1、行政職給料表を2-2ページから2-5ページ中段までの記載のとおり、また、別表第2、消防職給料表を2-5ページ中段から2-10ページ中段までの記載のとおり、それぞれ国と同様に改定するもので、平成26年4月1日にさかのぼって適用になるものです。

2-10ページ中段をごらんください。

第2条は、平成27年度以降の勤勉手当について、引き上げ改定分を6月期と12月期に均等に配分するため、支給割合を一般職の職員にあっては100分の82.5から100分の75へ、再任用職員にあっては100分の37.5から100分の35へそれぞれ改定するもので、平成27年4月1日施行するものです。

2-11ページをごらんください。

附則といたしまして、第1項及び第2項は、ただいまご説明いたしました第1条及び第2条の施行期日等を規定するものです。第3項は、平成26年4月1日前の異動者等について、権衡上必要と認められる限度において、号給の調整を行うことができるとするものです。第4項は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による

給与の内払いと見なすものです。第5項は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとするものです。

以上が議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成26年11月27日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、人事院勧告の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（松本尚美君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成26年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 松本 尚美

署 名 議 員 小松山 久男

署 名 議 員 坂本 昇